障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会報告書

令和８年３月

障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会

参集者名簿（五十音順、敬称略）

	氏名	役職名等
	小田原　俊成	横浜市立大学　学術院医学群保健管理センター長
	亀井　和利	横浜労災病院　歯科口腔外科・顎口腔機能再建外科部長
	川合　謙介	自治医科大学附属病院　院長
	小林　一女	昭和医科大学大学院保健医療学研究科リハビリテーション分野特任教授
	佐藤　美紗子	横浜労災病院　眼科部長
	東川　晶郎	関東労災病院　副院長、整形外科部長
（座長）	三上　容司	横浜労災病院　院長
	横山　多佳子	旭労災病院　呼吸器内科部長

１　検討会開催の背景等

労災保険の障害（補償）等給付請求書に添付する診断書様式（以下「診断書様式」という。）は、主治医が請求人の残存障害の診断結果を記載し、保険給付請求書に添付して提出するものであるが、身体等の部位ごとの残存障害や検査結果等の詳細を記載する欄を設けていないため、残存障害の記載が障害等級認定基準（昭和 50 年９月 30 日付け基発第 565 号（最終改正：平成 23 年 2 月 1 日付け基発 0201 第 2 号）、以下「認定基準」という。）に定める認定要件を網羅していない等により、労働基準監督署職員による主治医に対する意見聴取が生ずるといった事務処理が発生し、より迅速な労災認定事務の実施の支障となっている。

また、残存障害に係る請求人への聴取や、労働基準監督署において面談し残存障害の把握や確認等を実施する調査における請求人の負担軽減を図る上でも、残存障害を適切に把握することができるよう見直す必要がある。

さらに、現在通達で規定し運用している診断書料、意見書料等の文書料についても、今般の診断書様式の見直しや昨今の物価高騰といった背景を踏まえ、適切な金額へ改定する必要がある。

そのため、本検討会では、障害（補償）等給付請求の診断書様式の見直しに加えて、主治医等に支払っている現行の診断書・意見書料の見直しについて、検討を行うこととした。

２　検討結果

（１）障害（補償）等給付の診断書様式について

ア　現行の診断書様式については、「障害（補償）等給付支給請求書に添付する診断書の様式の改正について」（令和５年３月 27 日付け基補発 0327 第１号）により定めているが、上下肢等関節角度測定表を除き、部位ごとの残存障害の有無や検査結果等を記載する欄を設けておらず、この様式では、個々の残存障害の把握や認定基準に定める認定要件を満たすか否か労働基準監督署長が速やかに判断することが困難な場合が認められている。

イ　このため、認定基準に定められた部位ごとの障害について、残存障害の有無や、認定基準に定められた認定要件を満たすか否かの判断に必要となる検査結果、測定結果をできる限り様式に記載できるものとなるよう以下の点について、見直しを行うことが適当である。

（ア）全ての部位ごとに、認定基準に定められた障害の有無の欄を追加すべきである。

（イ）眼の障害のうち、

① 視力障害、調節機能障害の検査結果の記載欄を追加すべきである。

② 各種検査所見について、参考検査も含め所見欄に記載するか、その検査結果を診断書に添付する旨の記述を追加すべきである。

③ 眼瞼障害について、障害の状態を図示するか、その状態が分かる資料を添付する旨の記述を追加すべきである。

（ウ）耳の障害のうち、

① 平均純音聴力レベル、最高明瞭度に係る検査結果の記載欄を追加すべきである。

② 耳介の欠損について、障害の状態を図示するか、その状態が分かる資料を添付する旨の記述を追加すべきである。

（エ）鼻の障害のうち、鼻軟骨部の欠損について、障害の状態を図示するか、その状態が分かる資料を添付する旨の記述を追加すべきである。

（オ）口の障害のうち、

① そしゃく機能及び言語機能の障害について、認定基準に定める認定要件を満たす障害の状態があるか否かの記載欄を追加すべきである。

② 歯牙障害について、歯科補綴を加えた歯の数の記載欄や今回の事故前に喪失や歯科補綴を加えた歯の有無、その歯数の記載欄を追加すべきである。

（カ）醜状障害について、障害の状態を図示するか、その状態が分かる資料を添付する旨の記述を追加すべきである。

（キ）せき柱及びその他の体幹骨の障害のうち、せき柱の荷重機能障害について、認定基準に定める認定要件を満たす障害の状態があるかの記載欄を追加すべきである。

（ク）上肢（手指含む）及び下肢（足指含む）の障害について、

① 欠損障害について、離断部位を図示する記載欄を追加すべきである。

② 下肢の短縮障害について、その長さや部位、原因の記載欄を追加すべきである。

③ 上肢及び下肢の変形障害について、偽関節（仮関節）の有無や部位（ゆ合不良）、変形ゆ合の有無及び部位の記載欄を追加すべきである。

ウ 神経系統の機能又は精神の障害である高次脳機能障害やせき髄損傷、非器質性の精神障害、また胸腹部臓器の障害については、認定要件が特に複雑多岐であり、神経系統の機能又は精神の障害については認定基準

により既に専用様式を定め、主治医に意見を求める運用となっている。このため、今回見直しを行っている診断書様式にはその障害の有無のみを記載させることとし、障害が有りの場合には、別途、当該専用様式や意見書を活用して主治医意見を徴し、残存障害の詳細を確認すべきである。

（２）労災保険の文書料の取扱いについて

ア　労災保険の文書料については、「労働者災害補償保険における診断書料等の取扱いについて」（令和２年３月 31 日付け基発 0331 第 33 号）、労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第 15 条第１項第３号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について」（平成８年７月 24 日付け基発第 479 号（最終改正平成 13 年 11 月１日）等により、保険給付を受けようとする者等が保険給付請求の際に提出した診断書に要する費用や、労働基準監督署長等が保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見を求めた場合等の意見書料等の費用の支出に関する金額等を定めている。

イ　現行の文書料の取扱いを検討するに当たり、令和７年 12 月に労災指定医療機関に対して実施した診断書料等の価格等に関する実態調査によれば、診断書（複雑なもの）で平均 5,472 円、自賠責保険診断書（後遺障害）で平均 7,097 円、意見書料（複雑なもの）で平均 5,732 円と上記通達による金額と実態とに乖離が見られた。

また、消費者物価指数の推移を見ても近年優位に上昇しており、労災保険の文書料の価額を見直した平成８年からの上昇率は 113%となっている。

さらに、上記（１）のとおり、今般、障害（補償）等給付の診断書様式の見直しを行い、記載事項や添付する資料が増加すること等を踏まえ、当該診断書料についても現行の支出額が妥当か否かについて検討する必要がある。

このため、労災保険の文書料について見直しの検討を行った。具体的には以下のウのとおり、文書料の支出額の見直しを行うことが適当である。

ウ　労災保険の文書料の見直しに当たっては、それぞれの文書の性質や作成趣旨、高度な医学的知見を必要とする等の困難度、検査結果等に係る記載や多くの添付資料を要するといった点を踏まえ、文書料設定の考え方を以下のとおり整理するとともに、実態調査結果における文書料の価格の実態や消費者物価指数の平成８年からの上昇率（113%）を踏まえ

た金額の見直しを行うのが適当である。

なお、文書料については今後も医療機関の実態等を定期的に把握し、適正な価格設定となるよう必要な見直しを行うべきである。

（ア）意見書料

障害（補償）等給付に限らず、個々の労災請求事案の業務上外、再発、傷病の治ゆ、障害等級認定、遺族補償年金の受給権者たる遺族の障害の程度の認定等、多岐にわたる照会事項に対して、検査結果や文献等の医学的知見に限らず、監督署の調査結果等も踏まえた医学的意見を記載するものであり作成には特に大きな負担が生ずることに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行うものの、他の診断書料等よりも高い価額となるよう見直しを行うべきである。

（イ）障害（補償）等給付請求用診断書料

障害（補償）等給付請求に係る検査結果等と認定基準の認定要件を踏まえた残存障害の評価、所見を記載することとなり、作成には相応の負担が生じるとともに、今般の様式見直しによる記載事項の増加等の診断書作成負担はさらに増大する。これを踏まえ、実態調査結果を踏まえた見直しを行う。具体的には他制度の後遺障害に係る診断書料の平均額（7,097 円）を踏まえた見直しを行うが、（ア）の意見書料の価額を超えない範囲で見直しを行うべきである。

（ウ）その他の診断書料

年金給付に係る傷病、障害の状態、介護の要否、療養継続の要否、はり・きゅう及びマッサージの施術の必要性等、専門的な医学的見解を述べることが必要で記載事項も多い様式となっていることから、作成には一定の負担が生ずることに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行う。具体的には診断書料（複雑なもの）の平均額（5,472 円）を踏まえた見直しを行うが、（イ）の障害（補償）等給付請求用診断書料の価額を超えない範囲で見直しを行うべきである。

（エ）証明書料

現在治療を行っている被災労働者の休業期間等に係る証明であり、他の様式と比較して作成が容易で負担が小さいことに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行うが、上記（ア）から（ウ）の他の診断書料等の増加率を超えない範囲で見直しを行うべきである。

３　まとめ

上記２の検討結果を踏まえ、障害（補償）等給付の診断書様式について、別紙１のとおり見直すことが適当である。

また、労災保険の文書料については、診断書様式の見直し等に伴い、別紙２のとおり見直すこと、文書料については、今後も医療機関における実態等を定期的に把握し、必要な見直しを行うことが適当である。

別紙１

労働者災害補償保険診断書

障害(補償)等給付請求用

氏名		生年月日	年　月　日
傷病名		負傷又は発病年月日	年　月　日
		初診年月日	年　月　日
障害の部位		治ゆ(症状固定)年月日	年　月　日
既往歴		既存障害	

療及び養の経内過容	

各部位の障害の状態の詳細

（各部位の障害について、該当項目や有・無に○印を付け各欄に検査数値や所見等を記入してください。）

① 神経系統の機能又は精神の障害

ア 高次脳機能障害の有無	有・無	イ 身体性機能障害の有無（麻痺等）	有・無
ウ 非器質性の精神障害の有無	有・無	エ その他、疼痛などの神経障害	有・無

【神経系統の機能又は精神の障害の注意事項】
※上記のいずれかの障害について記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。
※上記ア、イが有の場合はMRI等の検査所見を記入するか、または各種検査所見を添付してください。
※上記エが受傷部位に生じた疼痛の場合、ｉ常時疼痛を残す状態か、ⅱｉに加え、時には強度の疼痛のため、通常の労務にも支障が生ずる状態かも併せて⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。

② 胸腹部臓器の障害

ア 呼吸器の障害	有・無	イ 循環器の障害の有無	有・無
ウ 腹部臓器の障害	有・無	エ 泌尿器の障害の有無	有・無
オ 生殖器の障害	有・無		

【胸腹部臓器の障害の注意事項】
※上記のいずれかの障害について記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて各種検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。

③ 眼の障害

	ア 視力障害		イ 調節機能障害	ウ 運動障害	エ 眼瞼の障害（以下のa～cに該当するものがあれば○を記入してください）	オ 外傷性散瞳	
	裸眼	矯正	調節力	注視野障害	a 欠損障害 b まつげはげ c 運動障害（開瞼・閉瞼障害）	瞳孔の対光反射が著しく障害され、著明な羞明を訴えるもの	瞳孔の対光反射が不十分であり、羞明を訴えるもの
右			（　）D	有・無	有・無	有・無	有・無
左			（　）D	有・無	有・無	有・無	有・無

カ 複視		キ 視野障害			
正面視	正面視以外	半盲	視野狭窄	視野変状（暗点、視野欠損）	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

【眼の障害の注意事項】
※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。
※視力(万国式試視力表)、ヘススクリーンテスト(Hess赤緑試験)、ゴールドマン型視野計などの検査所見を⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入するか、または各種検査結果を添付してください。また、参考検査として自動視野計などの他の検査所見についても可能な範囲で⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入するか、または各種検査結果を添付してください。
※併せて眼症状の原因となる前眼部、中間透光体、眼底などの他覚的所見を⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。
※「エ 眼瞼の障害」が有の場合は、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。

④ 耳の障害

検査日		ア 平均純音聴力レベル（6分式）			イ 最高明瞭度（語音）		ウ 耳介の欠損		
第1回	年 月 日	右		dB		%		a 耳介の1／2以上の欠損	b その他
		左		dB		%	右	有 ・ 無	有 ・ 無
第2回	年 月 日	右		dB		%	左	有 ・ 無	有 ・ 無
		左		dB		%	オ 耳漏の有無		
第3回	年 月 日	右		dB		%	右	有 ・ 無	有 ・ 無
		左		dB		%	左	有 ・ 無	有 ・ 無

エ 耳鳴			
a 耳鳴に係る検査により著しい耳鳴が常時ある		b その他	
右	有 ・ 無	右	有 ・ 無
左	有 ・ 無	左	有 ・ 無

【耳の障害の注意事項】
※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、純音聴力レベル、ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査などの検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。
※「ウ 耳介の欠損」が有の場合は、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。
※「オ 耳漏の有無」について、常時耳漏が生じている場合にその有無を記載欄に記入してください。

⑤ 鼻の障害

ア 鼻軟骨部の欠損		イ 鼻の機能障害		
全部又は大部分	一部欠損	鼻呼吸困難	嗅覚脱失	嗅覚減退
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

【鼻の障害の注意事項】
※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、T&Tオルファクトメータ等の検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。
※「ア 鼻軟骨部の欠損」が有の場合は、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。

⑥ 口の障害

ア そしゃく機能の障害 ※該当する項目に○を記入してください		イ 言語機能の障害 ※該当する項目に○を記入してください	
流動食以外は摂取できない		4種の語音のうち、3種以上発音が不能	
粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外摂取できない		4種の語音のうち、2種の発音が不能	
固形食物の中でもそしゃくできない又はそしゃくが十分でないものがある		4種の語音のうち、1種の発音が不能	

エ 味覚障害		オ その他の障害	
味覚脱失	味覚減退	声帯麻痺による著しいかすれ声	開口障害等によるそしゃく機能の低下
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

ウ 歯牙障害

歯科補てつを加えた歯数を記入してください。
ただし、「歯科補てつを加えた」ものとは、現実に喪失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつをいい、有床義歯又は架橋義歯等を補綴した場合における支台冠又は鈎の装着歯やポスト・インレーを行う に留まった歯牙は補てつ歯数に算入しません。

7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7
7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7

該当歯 計 歯
※今回の事故により歯科補てつを加えた歯のみを記入してください

今回の事故等の前に喪失又は「歯科補てつ」を加えた歯の有無	有 ・ 無 （有の場合は下の欄に記入してください）

【口の障害の注意事項】
※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、濾紙ディスク法による味質などの検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。
※「ウ 歯牙障害」について、今回の事故等の前に、既に喪失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつを行った歯が有の場合は、以下の欄に記入してください。

今回の事故等の前に喪失や「歯科補てつ」を加えた歯がある場合

7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7
7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7

該当歯 計 歯

⑦ 醜状障害

ア 外貌		
頭部	顔面部	頸部
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

（醜状の大きさ、形態等を以下に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください）

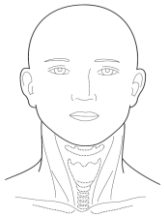

イ 上肢・下肢・その他		
上肢	下肢	その他の部位
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

（醜状の大きさ、形態等を以下に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください）

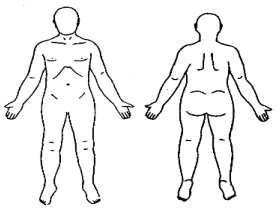

【醜状障害の注意事項】
※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。

⑧ せき柱及びその他の体幹骨

ア せき柱の変形障害

圧迫骨折の有無	固定術の有無	椎弓切除術の有無
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

ウ その他体幹骨の変形の有無
(裸体になって変形が明らかにわかる程度のものがある場合に、下記①～⑤に○を記入してください。

①鎖骨 ②胸骨 ③肋骨 ④肩甲骨 ⑤骨盤骨

イ 頸椎部、胸腰椎部の運動障害
(障害のある運動に○を付け、下記「⑩上下肢等関節角度測定表」にその可動域角度を記入してください。)

前 屈		後 屈	
右回旋		左回旋	
右側屈		左側屈	

エ せき柱の荷重機能障害
(該当する障害がある場合は、下記①、②いずれかに○を記入してください。)

①頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするもの	②頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするもの

【せき柱及びその他の体幹骨の障害の注意事項】
※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、各種検査所見を記載するか、または検査結果を添付してください。

⑨ 上肢（手指含む）及び下肢（足指含む）の障害

ア 欠損障害(離断部位を下図に示してください。)

上肢 (右)	上肢 (左)	手指 (右)	手指 (左)

下肢 (右)	下肢 (左)	足指 (右)	足指 (左)

イ 短縮障害

右下肢長	cm	(部位と原因)	
左下肢長	cm		

ウ 変形障害

偽関節（仮関節）の有無及び部位（ゆ合不良）	有・無	(部位)
変形ゆ合の有無及び部位	有・無	(部位)

※常に硬性補装具が必要等、上記障害の詳細を⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。

エ 関節の機能障害の有無 有・無

【上肢及び下肢の障害の注意事項】
※左記に関節の機能障害の有無に○をしてください。有の場合は⑩の「上下肢等関節角度測定表」に測定結果を記入してください。
※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、各種検査所見を記入するか、または検査結果を添付してください。

⑩ 上下肢等関節角度測定表

部位＼運動方向	屈曲(前屈)	伸展(後屈)	回旋 右	回旋 左	側屈 右	側屈 左
頸部						
胸腰部						

肩関節 運動方向＼部位	右	左
屈曲(前方挙上)		
伸展(後方挙上)		
外転(側方挙上)		
内転		
外旋		
内旋		

ひじ関節 運動方向＼部位	右	左
屈曲(掌屈)		
伸展(背屈)		
橈屈		
尺屈		

手関節	右	左

前腕 運動方向＼部位	右	左
回内		
回外		

(手指)

部位＼関節名		中手指節関節 (MP) 右	中手指節関節 (MP) 左	指節間関節 (IP) 右	指節間関節 (IP) 左
母指	屈曲				
	伸展				

部位	右	左
橈側外転		
掌側外転		

部位＼関節名		中手指節関節 (MCP) 右	中手指節関節 (MCP) 左	近位指節間関節 (PIP) 右	近位指節間関節 (PIP) 左	遠位指節間関節 (DIP) 右	遠位指節間関節 (DIP) 左
示指	屈曲						
	伸展						
中指	屈曲						
	伸展						
環指	屈曲						
	伸展						
小指	屈曲						
	伸展						

⑩ 上 下 肢 等 関 節 角 度 測 定 表

部位 / 運動方向	股関節 右	股関節 左	部位 / 運動方向	ひざ関節 右	ひざ関節 左	足関節 右	足関節 左
屈　曲			屈 曲(底屈)				
伸　展			伸 展(背屈)				
外　転							
内　転							
外　旋							
内　旋							

（足指）

関節名 / 部位		中足指節関節 (MTP) 右	中足指節関節 (MTP) 左	指節間関節 (IP) 右	指節間関節 (IP) 左
第1足指	屈　曲				
	伸　展				

関節名 / 部位		中足指節関節 (MTP) 右	中足指節関節 (MTP) 左	近位指節間関節 (PIP) 右	近位指節間関節 (PIP) 左	遠位指節間関節 (DIP) 右	遠位指節間関節 (DIP) 左
第2足指	屈　曲						
	伸　展						
第3足指	屈　曲						
	伸　展						
第4足指	屈　曲						
	伸　展						
第5足指	屈　曲						
	伸　展						

※本測定表のうち、必要部分のみ記入してください。また、患側のみならず健側も測定してください。
※原則、他動運動により測定してください。自動運動で測定した場合には、その理由を以下に記入してください。

（自動運動で測定した理由）

⑪ 障害の状態及びXP等の所見

（上記①～⑨で該当ありの場合、当該障害の詳細、検査所見等について記入するか、または各種検査結果等を添付してください。）

（図で示すことができるものは図解してください。）

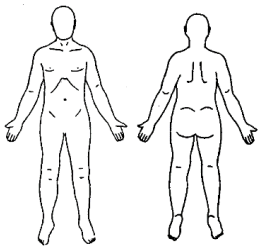

労災保険制度のアフターケアの必要性		
	有	
	無	

※有無のいずれかに○をしてください。アフターケアの対象となるケガや病気は定められており、一定の障害等級などを対象者の要件としています。複数の障害がある場合は、アフターケアの必要性が認められる上記①～⑨の障害の番号を全て記入してください。

上記のとおり診断します。

年　　月　　日

〒　　－　　　電話(　　)　　－

所　在　地

名　　称

（診療科）　　（氏名）

診断担当者
氏　名　等

別紙２

労災保険に係る文書料の見直し

１　文書料設定の考え方

類型	文書料設定の考え方
Ａ	意見書料 障害（補償）等給付に限らず、個々の労災請求事案の業務上外、再発、傷病の治ゆ、障害等級認定、遺族補償年金の受給権者たる遺族の障害の程度の認定等、多岐にわたる照会事項に対して、検査結果や文献等の医学的知見に限らず、監督署の調査結果等も踏まえた医学的意見を記載するものであり作成には特に大きな負担が生ずることに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行うものの、他の診断書料等よりも高い価額となるよう見直しを行う。
Ｂ	障害（補償）等給付請求用診断書料 障害（補償）等給付請求に係る検査結果等と認定基準の認定要件を踏まえた残存障害の評価、所見を記載することとなり、作成には相応の負担が生じるとともに、今般の様式見直しによる記載事項の増加等の診断書作成負担はさらに増大する。これを踏まえ、実態調査結果を踏まえた見直しを行う。ただし、Ａの価額を超えない範囲で見直しを行う。
Ｃ	その他の診断書料 年金給付に係る傷病、障害の状態、介護の要否、療養継続の要否、はり・きゅう及びマッサージの施術の必要性等、専門的な医学的見解を述べることが必要で記載事項も多い様式となっていることから、作成には一定の負担が生ずることに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行う。ただし、Ｂの価額を超えない範囲で見直しを行う。
Ｄ	証明書料 現在治療を行っている被災労働者の休業期間等に係る証明であり、他の様式と比較して作成が容易で負担が小さいことに鑑み、実態調査結果を踏まえた見直しを行うものの、上記Ａ～Ｃの増加率を超えない範囲で見直しを行う。

２　見直し後の文書料

類型	診断書等の種類	金額	
		見直し前	見直し後
A	意見書	7,000 円 ～20,000 円	8,000 円 ～22,000 円
B	障害（補償）等給付請求用診断書料	4,000 円	7,000 円
C	その他の診断書料	3,000 円 ～5,000 円	4,000 円 ～6,000 円
D	証明書料	1,000 円 ～2,000 円	1,100 円 ～2,200 円

労災保険関係文書料一覧

（単位：円）

No.	診断書等の種類	様式名	文書料 （現行）	文書料 （見直し後）
（診断書関係）				
1	障害（補償）等給付請求書に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（障害（補償）等給付請求用）	4,000	7,000
2	障害（補償）等給付変更請求書に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（障害（補償）等給付請求用）	4,000	7,000
3	障害の状態にある遺族が遺族（補償）等年金転給等請求書に添付して提出する「障害の状態に関する診断書」	「労働者災害補償保険障害の状態に関する診断書」（年金通知用式第7号）	4,000	6,000
4	療養開始後1年6ヶ月を経過した日以後傷病（補償）等年金の支給決定に必要と認めた場合に「傷病の状態に関する届」に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（じん肺、せき髄損傷、じん肺・せき髄損傷以外の3種類）（年金通知様式第2号の1、第3号、第4号）	4,000	6,000
5	療養開始後1年6ヶ月を経過した日において治っていない場合に、同日以後1ヶ月以内に提出する「傷病の状態に関する届」に添付して提出する「診断書」			
6	負傷又は疾病が毎年1月1日において療養開始後1年6ヶ月を経過しているときに同月中のいずれかの日の分を含む休業（補償）等給付請求書に添付して提出する「診断書」			
7	傷病（補償）等年金の受給者が障害の程度に変更があった場合に提出する「診断書」			
8	介護（補償）等給付の支給を受けようとする者が介護（補償）等給付支給請求書に添付して提出した「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（介護（補償）等給付請求用）	4,000	6,000
9	監督署長が、療養（補償）等給付を受けている者について療養の継続の要否、入院療養の要否、治ゆ等を判断するために必要と認め、診療担当医師に診断書の提出を求めた場合における当該「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（じん肺、せき髄損傷、じん肺・せき髄損傷以外の3種類）	5,000	6,000
10	はり・きゅう及びマッサージの施術に係る「診断書」等	「労働者災害補償保険はり・きゅう診断書、施術効果の評価表」（診鍼様式第１号、第１号別添）	（はり・きゅう単独） 3,000 （一般診療とはり・きゅう併用） 4,000 （マッサージ） 3,000	（はり・きゅう単独） 4,000 （一般診療とはり・きゅう併用） 5,000 （マッサージ） 4,000
11	マッサージ受診のため初診時、6ヶ月経過後その後3ヶ月ごとに傷病労働者に交付する「診断書」	「労働者災害補償保険マッサージ診断書」（診鍼様式第２号）	3,000	4,000

No.	診断書等の種類	様式名	文書料 （現行）	文書料 （見直し後）
（意見書関係）				
1	監督署長が労働者災害補償保険法第47条の２の規定による受診命令に基づいて主治医等に作成依頼する「意見書」	「意見書」	（一般的な医学事項） 7,000 （特に高度な医学事項） 20,000	（一般的な医学事項） 8,000 （特に高度な医学事項） 22,000
2	業務上外及び障害等級の認定に関し、厚生労働省労働基準局長又は都道府県労働局長が専門医に作成依頼する「意見書」	「意見書」	（保険給付決定） 20,000～50,000	（保険給付決定） 22,000～55,000
			（訴訟） 20,000～300,000	（訴訟） 22,000～330,000
			（訴訟・証人） 20,000～200,000	（訴訟・証人） 22,000～220,000
			（調査研究等・個人） 20,000～50,000	（調査研究等・個人） 22,000～55,000
			（調査研究等・団体） 50,000～200,000	（調査研究等・団体） 55,000～220,000
			（その他） 3,000～10,000	（その他） 3,300～11,000
			（審査請求・鑑定（一般）） 20,000 （審査請求・鑑定（特に高度）） 50,000	（審査請求・鑑定（一般）） 22,000 （審査請求・鑑定（特に高度）） 55,000
3	神経系統の機能又は精神の障害の障害等級認定に際し、主治医に依頼する「意見書」	「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」	20,000	22,000
4	神経系統の機能又は精神の障害の障害等級認定に際し、主治医に依頼する「意見書」	「非器質性精神障害の後遺障害の状態に関する意見書」	20,000	22,000
5	脳・心臓疾患事案の業務上外の判断に係る主治医等に依頼する「意見書」	「意見書」（脳・心臓疾患用）	7,000	8,000
6	精神障害の業務上外の判断に係る主治医等に依頼する「意見書」	「意見書」（精神障害用、様式5-2）	7,000	8,000
7	石綿関連疾患事案の業務上外の判断に係る主治医等に依頼する「診断（意見）書」 石綿健康被害救済法による特別遺族給付の請求事案に関し、主治医等に依頼する「回答書」	「診断（意見）書」（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚用の4種類） 「回答書」（肺がん、良性石綿胸水用の2種類）	7,000	8,000
8	振動障害に関し、受給者の症状経過を的確に把握するため、診療担当医から必要に応じ依頼する「意見書」	「振動障害に関する意見書」	7,000	8,000
（証明関係）				
1	休業（補償）等給付支給請求書の休業に関する診療担当者の証明	請求書様式第8号、第16号の6	2,000	2,200
2	看護の給付の看護費用の額の証明書における診療担当者の証明	昭和63年5月12日付け基発第315号別紙様式1	1,000	1,100

参考資料

医療機関に対する診断書料等に関する実態調査について

１　調査の目的

医療機関において、診断書料、意見書料等の価格等の実態を把握することを目的として実施

２　調査対象

労災指定医療機関のうち、都道府県ごとに無作為に抽出した 5,000 医療期間

３　調査期間

2025 年 12 月 11 日～2026 年 1 月 14 日

４　調査方法

郵送で別添１の調査票を送付

WEB・郵送でのアンケート回答

５　有効回答数

2,268 件（回答率 45.4%）

６　調査結果（概要）

（１）文書料に関する規定の有無

有と回答した医療機関・・・・・・・・・・・・・・・85.1%

（２）各種文書料（平均額）

ア　診断書

①　複雑なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,472 円

②　保険会社診断書（後遺障害）・・・・・・・・ 6,986 円

③　自賠責保険診断書（後遺障害）・・・・・・・ 7,097 円

イ　意見書料

①　意見書料（一般）・・・・・・・・・・・・・・ 4,271 円

②　意見書料（複雑なもの）・・・・・・・・・・ 5,732 円

ウ　証明書料

①　休業証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・2,711 円

②　医療費等に関する証明書・・・・・・・・・・1,923 円

※詳細は、別添２のとおり。

別添１

診断書、意見書料等に関する実態調査について

以下の診断書、意見書等に関する設問にお答えください。

❶ 貴医療機関に診断書や意見書等の文書料に関する規定や基準はありますか。（ 有 ・ 無 ）

※該当するものに○を付してください。

❷ 以下の診断書等の料金について、可能な範囲でお答えください。

（❶の設問で規定等が有の場合はその金額を、無の場合もその種類や実際の金額を御教示ください）

※概ねの金額を、一番下の枠内からお選びいただき、該当する番号を御記載ください（該当するものが無ければ空欄としてください）

文書の名称	番号（金額）
1:診断書	
2:診断書 （内容や枚数が多い等複雑なもの）	
3:休業証明書	
4:医療費等に関する証明書、証明料	
5:年金関係(公的機関提出用) （厚生国民年金等･共済に係る診断書）	
6:年金現況届	
7:保険会社診断書	
8:保険会社診断書（後遺障害）	

文書の名称	番号（金額）
9:自賠責保険診断書	
10:自賠責保険診断書（後遺障害）	
11:その他（他制度等に係る診断書等があれば可能な範囲で記載してください）	

❸ 意見書料について、可能な範囲でお答えください。

（❶の設問で規定等が有の場合はその金額を、無の場合もその種類や実際の金額を御教示ください）

※概ねの金額を、一番下の枠内からお選びいただき、該当する番号を御記載ください（該当するものが無ければ空欄としてください）

文書の名称	番号（金額）
1:意見書	
2:意見書 （内容や枚数が多い等複雑なもの）	

文書の名称	番号（金額）
3:その他	

左記の二次元コードからオンライン回答も可能です。オンラインで回答していただいた場合は、アンケート票の返送は必要ございません。
オンライン回答の場合は、右上のバーコード番号を記載していただく必要がございます。

該当する番号（金額）をお選びください。

① 1,000円未満
② 1,000円以上 ～ 2,000円未満
③ 2,000円以上 ～ 3,000円未満
④ 3,000円以上 ～ 4,000円未満
⑤ 4,000円以上 ～ 5,000円未満
⑥ 5,000円以上 ～ 6,000円未満
⑦ 6,000円以上 ～ 7,000円未満
⑧ 7,000円以上 ～ 8,000円未満
⑨ 8,000円以上 ～ 9,000円未満
⑩ 9,000円以上 ～ 10,000円未満
⑪ 10,000円以上 ～ 12,000円未満
⑫ 12,000円以上 ～ 14,000円未満
⑬ 14,000円以上 ～ 16,000円未満
⑭ 16,000円以上 ～ 18,000円未満
⑮ 18,000円以上 ～ 20,000円未満

※20,000円以上の場合は、実際の金額を御記載ください。

実態調査にご協力いただきありがとうございました。

別添２

診断書等

（単位：件、円）

	診断書		診断書（複雑なもの）		年金関係診断書		年金現況届		保険会社診断書	
	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額
① 1,000円未満	9	4,500	3	1,500	12	6,000	34	17,000	2	1,000
② 1,000円以上～2,000円未満	342	513,000	69	103,500	31	46,500	61	91,500	10	15,000
③ 2,000円以上～3,000円未満	770	1,925,000	178	445,000	56	140,000	103	257,500	40	100,000
④ 3,000円以上～4,000円未満	738	2,583,000	338	1,183,000	204	714,000	199	696,500	266	931,000
⑤ 4,000円以上～5,000円未満	135	607,500	204	918,000	192	864,000	123	553,500	261	1,174,500
⑥ 5,000円以上～6,000円未満	205	1,127,500	708	3,894,000	759	4,174,500	411	2,260,500	1,010	5,555,000
⑦ 6,000円以上～7,000円未満	34	221,000	138	897,000	166	1,079,000	85	552,500	237	1,540,500
⑧ 7,000円以上～8,000円未満	13	97,500	121	907,500	154	1,155,000	79	592,500	233	1,747,500
⑨ 8,000円以上～9,000円未満	7	59,500	57	484,500	107	909,500	42	357,000	88	748,000
⑩ 9,000円以上～10,000円未満	0	0	12	114,000	14	133,000	4	38,000	6	57,000
⑪ 10,000円以上～12,000円未満	5	55,000	154	1,694,000	255	2,805,000	94	1,034,000	67	737,000
⑫ 12,000円以上～14,000円未満	0	0	8	104,000	23	299,000	10	130,000	5	65,000
⑬ 14,000円以上～16,000円未満	1	15,000	4	60,000	8	120,000	0	0	1	15,000
⑭ 16,000円以上～18,000円未満	1	17,000	3	51,000	13	221,000	0	0	0	0
⑮ 18,000円以上～20,000円未満	0	0	2	38,000	2	38,000	2	38,000	0	0
⑯ 20,000円以上	0	0	3	60,000	8	160,000	0	0	1	20,000
合計	2260	7,225,500	2,002	10,955,000	2,004	12,864,500	1,247	6,618,500	2,227	12,706,500
平均額	3197.1		5472.0		6419.4		5307.5		5705.7	

（単位：件、円）

	保険会社診断書（後遺障害）		自賠責診断書		自賠責診断書（後遺障害）		その他	
	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額
① 1,000円未満	0	0	3	1,500	3	1,500	20	10,000
② 1,000円以上～2,000円未満	5	7,500	7	10,500	4	6,000	31	46,500
③ 2,000円以上～3,000円未満	16	40,000	43	107,500	15	37,500	85	212,500
④ 3,000円以上～4,000円未満	99	346,500	272	952,000	96	336,000	177	619,500
⑤ 4,000円以上～5,000円未満	164	738,000	308	1,386,000	158	711,000	68	306,000
⑥ 5,000円以上～6,000円未満	811	4,460,500	941	5,175,500	760	4,180,000	192	1,056,000
⑦ 6,000円以上～7,000円未満	212	1,378,000	205	1,332,500	208	1,352,000	38	247,000
⑧ 7,000円以上～8,000円未満	241	1,807,500	176	1,320,000	211	1,582,500	25	187,500
⑨ 8,000円以上～9,000円未満	134	1,139,000	68	578,000	119	1,011,500	21	178,500
⑩ 9,000円以上～10,000円未満	25	237,500	11	104,500	25	237,500	3	28,500
⑪ 10,000円以上～12,000円未満	314	3,454,000	80	880,000	341	3,751,000	75	825,000
⑫ 12,000円以上～14,000円未満	23	299,000	9	117,000	24	312,000	3	39,000
⑬ 14,000円以上～16,000円未満	13	195,000	0	0	11	165,000	0	0
⑭ 16,000円以上～18,000円未満	15	255,000	2	34,000	18	306,000	1	17,000
⑮ 18,000円以上～20,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯ 20,000円以上	9	180,000	0	0	12	240,000	10	200,000
合計	2,081	14,537,500	2,125	11,999,000	2,005	14,229,500	749	3,973,000
平均額	6985.8		5646.6		7097.0		5304.4	

意見書

（単位：件、円）

		意見書		意見書（複雑なもの）		その他	
		回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額
①	1,000円未満	45	22,500	24	12,000	10	5,000
②	1,000円以上～2,000円未満	146	219,000	35	52,500	11	16,500
③	2,000円以上～3,000円未満	262	655,000	99	247,500	16	40,000
④	3,000円以上～4,000円未満	409	1,431,500	194	679,000	28	98,000
⑤	4,000円以上～5,000円未満	257	1,156,500	193	868,500	28	126,000
⑥	5,000円以上～6,000円未満	397	2,183,500	484	2,662,000	34	187,000
⑦	6,000円以上～7,000円未満	48	312,000	61	396,500	5	32,500
⑧	7,000円以上～8,000円未満	50	375,000	88	660,000	9	67,500
⑨	8,000円以上～9,000円未満	19	161,500	40	340,000	3	25,500
⑩	9,000円以上～10,000円未満	2	19,000	6	57,000	0	0
⑪	10,000円以上～12,000円未満	47	517,000	120	1,320,000	7	77,000
⑫	12,000円以上～14,000円未満	3	39,000	8	104,000	1	13,000
⑬	14,000円以上～16,000円未満	2	30,000	6	90,000	3	45,000
⑭	16,000円以上～18,000円未満	3	51,000	5	85,000	1	17,000
⑮	18,000円以上～20,000円未満	1	19,000	4	76,000	0	0
⑯	20,000円以上	2	40,000	13	260,000	2	40,000
合計		1,693	7,231,500	1,380	7,910,000	158	790,000
平均額		4271.4		5731.9		5000.0	

証明書

（単位：件、円）

		休業証明書		医療費等に関する証明書、証明料	
		回答数	金額	回答数	金額
①	1,000円未満	119	59,500	430	215,000
②	1,000円以上～2,000円未満	320	480,000	857	1,285,500
③	2,000円以上～3,000円未満	695	1,737,500	369	922,500
④	3,000円以上～4,000円未満	397	1,389,500	195	682,500
⑤	4,000円以上～5,000円未満	64	288,000	32	144,000
⑥	5,000円以上～6,000円未満	105	577,500	70	385,000
⑦	6,000円以上～7,000円未満	10	65,000	11	71,500
⑧	7,000円以上～8,000円未満	7	52,500	6	45,000
⑨	8,000円以上～9,000円未満	1	8,500	3	25,500
⑩	9,000円以上～10,000円未満	0	0	1	9,500
⑪	10,000円以上～12,000円未満	0	0	1	11,000
⑫	12,000円以上～14,000円未満	0	0	0	0
⑬	14,000円以上～16,000円未満	0	0	0	0
⑭	16,000円以上～18,000円未満	0	0	0	0
⑮	18,000円以上～20,000円未満	0	0	0	0
⑯	20,000円以上	0	0	0	0
合計		1,718	4,658,000	1,975	3,797,000
平均額		2711.3		1922.5	